

さまざまな助成・優遇制度で、御社の起業・事業拡大を全面的にバックアップ。

【大淀町企業立地条例の概要】

平成20年7月 企業立地助成制度を創設しました。

1 条例制定の目的 (第1条)

〈本町のめざすところ〉

- 人口の増加をめざします。
- 雇用の場の確保をめざします。
- 地域経済の活性化をめざします。

企業立地助成制度の創設を行い、企業誘致をめざす。

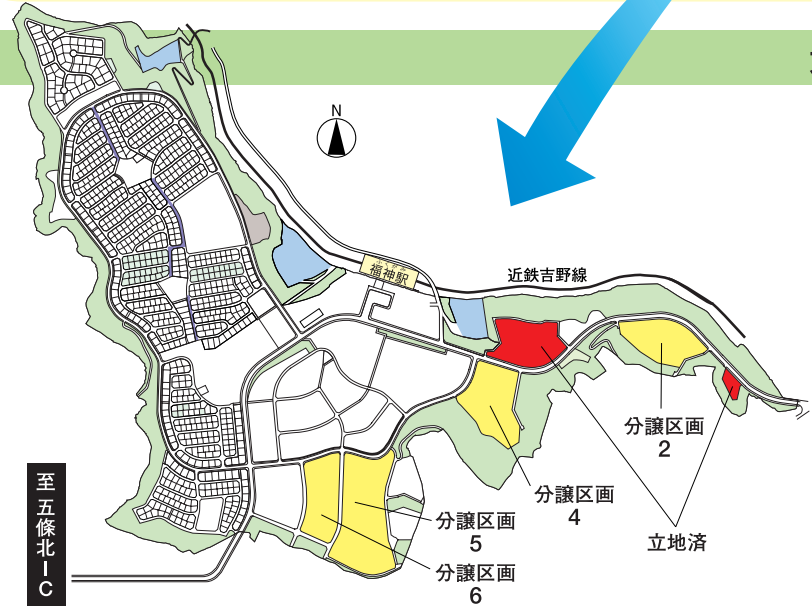
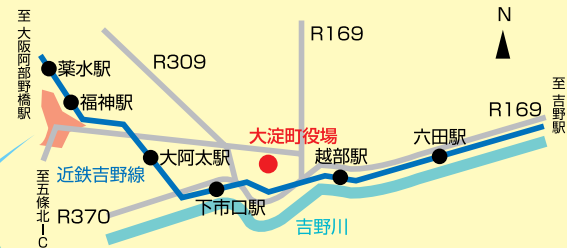


2 対象地域・対象者 (第2条)

対象地域…町内全域
 対象者…建物の建築・購入を伴い、一定の要件を満たす法人(要件は3に記載)
 指定事業者…要件に該当した場合は、指定事業者として指定する(税の滞納がある場合、指定しない)

大淀町ってどんなまち?

大淀町は、奈良県中部、吉野川の北側に位置している面積が約38km²のまちです。大阪阿部野橋駅まで約1時間の通勤圏であるため、自然豊かなベッドタウンとして発展。約2万人の町民が暮らしています。国道は169号、309号、370号が交差するアクセス良好な立地で、官公庁が集まるなど吉野郡の中核としての存在です。



大淀町福神地区企業誘致ゾーン

- 周辺環境** 地区内に運送業、配送センターなどが操業しています。また、大阪への通勤圏として住宅地が多くあります。
- 所在地** 大淀町大字福神
- 最寄駅** 近鉄吉野線 福神駅
- 最寄IC** 京奈和自動車道 五條北IC 約5km(約7分)
- 面積** 12.57ha **分譲可能面積** 8.14ha
- 分譲区画** 2…16,839㎡ 4…18,028㎡
5…29,595㎡ 6…17,023㎡
- 分譲価格** 約30,000円/㎡
※価格については応相談。賃貸も可能です。

3 助成の要件 (第3条・別表1)

	《新設》 町内に事業所のない者が 新築・購入を伴い、 新規参入する場合	《増設》 町内事業者が町内に 事業拡張のため 増築等をする場合	《改修》 全面建て替えをする場合	《移転》 町内移転をする場合
投下固定資産総額 (土地取得費を除く)	1億円以上	5,000万円以上	1億円以上	
建物の延べ床面積	1,000㎡以上	1,000㎡以上 (増築等の部分の 延べ床面積は、 500㎡以上)	1,000㎡以上 かつ建て替え前の 面積以上	1,000㎡以上 かつ移転前の 面積以上
従業員数	10人以上(当該事業所で常勤雇用する者)			
事業の種類別	「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのあるもの」を除くすべての事業			

4 助成の内容 (第5条・別表2)

助成内容…上記の該当する税目をもとに助成額を算出します。
 該当する税目の前年度の課税額の1/5に相当する額を助成します。

助成期間…5年間

	固定資産税 (家屋)	固定資産税 (償却資産)	町民税 (法人税割)
新設	●	●	●
増設	●	×	×
改修	●	●	×
移転	●	●	×

●…助成額算出の基準となる税目

助成額の例 (新設の場合)

建物に対する助成額	償却資産に対する助成額	町民税(法人税割)に対する助成額
建物の面積が10,000㎡、 評価額6億円の工場と仮定した場合 6億円×税率(1.4%)=840万円(←課税額) 840万円×1/5(助成割合)=168万円	償却資産の評価額が5,000万円と 仮定した場合 5,000万円×税率(1.4%)=70万円 70万円×1/5(助成割合)=14万円	町民税の法人税割額が100万円と 仮定した場合 100万円×1/5(助成割合)=20万円

初年度で**168万円**の助成

初年度で**14万円**の助成

初年度で**20万円**の助成

初年度は、
合計約**200万円**を
助成!

5年間で、
合計約**1,000万円**を
助成します!

※この例は、本条例に基づく試算であり、他の法令の適用を受けた場合などは、助成額が変わることもあります。

国の優遇税制

大淀町は半島振興地域になっており、製造業の場合に以下の優遇税制を受けることができます。

半島振興対策実施地域	
対象施設要件	工業生産設備取得額が2700万円を超えるもの等
特別償却	10%(機械)・6%(建物)
事業税	3年間不均一課税(1/10課税)
不動産取得税	取得時不均一課税(1/10課税)
固定資産税	3年間不均一課税(1/10課税)

立地条件

- 用水:
上水 760t/日
(団地全体給水計画)
- 排水:
公共下水道接続
- 電力:
高圧電圧 6,600v・
特高電圧 3万v
- 用途規制:
準工業地域

販売主

近鉄不動産(株)